

様式2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	スポーツ振興課
契約締結年月日	令和3年1月5日
契約者名	株式会社 トーレイ
契約名	県立八ヶ岳スケートセンター水冷式冷凍装置冷却塔ファン交換修繕業務
契約金額 (税込み)	1,615,350円
随意契約理由	<p>八ヶ岳スケートセンター冷凍装置は昭和58年に設置されて以来、38年にわたり使用されており、現在、冷却塔のファン6台中3台が故障のため停止している。冷却能力は本来の半分程度に低下していると考えられ、冷凍装置は十分に冷却ができない状態であり、このまま運用を続けることで、冷凍装置の故障を誘発する可能性があることから、速やかに修繕を行う必要がある。</p> <p>また、例年2月になると外気温が上がり、日中にはスケートリンクの氷が溶けてしまうため、日中の時間帯には冷凍装置を全力で稼働させ、施設の営業を行っており、施設の営業を継続するためには、1月中に冷却塔ファンの修繕を終える必要がある。</p> <p>早急に修繕を行うこととし、これまでに八ヶ岳スケートセンターで施設修繕を行った実績のある業者3者へ故障</p>

	<p>箇所の確認と修繕費用の参考見積もりを依頼したところ、(株)トーレイのみから、早急に修繕が可能として参考見積もりの提出があったこと、また、同社は今年度実施した同センターブラインポンプ装置更新等修繕業務を受託・実施しており、同センターの施設を把握していることから、発注後、現地確認の作業を省略でき、速やかな修繕の実施が可能と考えられる。</p> <p>これらのことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 5 号「緊急の必要により競争入札に付することが出来ないとき」を適用し、(株)トーレイと随意契約を締結したい。</p> <p>本来、2 者以上から見積書を徴する必要があるが、上記のとおり緊急の対応を要することから、財務規則第 137 条第 3 項「特別な理由により見積合わせの省略ができる」の通則「急施を要し、他の業者から見積書を徴するいとまがないとき」を適用し、(株)トーレイからのみ見積書を徴することとする。</p>
随意契約の適用条項	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号</p> <p>財務規則第 137 条第 3 項</p>